埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号告 出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

令和五年四月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 金 澤 圭 竹

	第一号	指定番号
第一項第四号第四十二条	建築基準法	道路の種類
日	令和五年四月十	指定の年月日
埼玉県飯能市大字岩沢千二―二、千三―二の各先	埼玉県飯能市大字岩沢千二―二、千三―二の各一部	指定に係る道路の位置
	十八・〇	(単位メートル) 指定に係る
	四 •	(単位メートル) 指定に係る